

青森市立三内中学校

いじめ防止基本方針



(平成29年3月 改訂)

平成29年度 学校いじめ防止基本方針

青森市立三内中学校

1 学校いじめ防止基本方針の策定にあたって

現在学校におけるいじめは、冷やかしゃからかい、暴力行為などの他、情報機器を介した誹謗中傷や仲間はずれなど、対応が困難な事案が増加しています。そして、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしたりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒も存在しています。本校では、いじめの問題への対応は、非常に大きな学校課題であると捉えています。

そこで、生徒たちが意欲を持って充実した学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組み、更にはいじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するために「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

2 いじめの理解と認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（2013年；いじめ防止対策推進法）

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・ いじめは絶対に許されない行為であり、いじめる側が悪い。
- ・ いじめられている生徒の安心、安全の確保を最優先し、全力で守り抜く。
- ・ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供においても起こり得る。
- ・ いじめの認知にあたっては、「被害生徒の立場にたって」考える。
- ・ いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題である。

(3) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられます。

- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ （遊ぶふりをして）ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンやスマートフォン等のインターネット接続機器を介して、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 いじめを生まないための土壌づくり

いじめの問題への対応では、いじめを生まない予防的取組が求められます。以下に示した内容に教育活動全体を通して取り組み、いじめを生まない土壌づくりに努めていきます。

いじめを生まないために学校が目指す姿

生徒が明るく、真剣に生き生きと活動する学校
生徒と教職員が相互に好ましい人間関係を構築する学校
学習と生活の環境が整備され、教育効果を発揮できる学校
保護者や地域社会と連携して教育活動を展開する学校

いじめを生まないために教師が目指す姿

分かる授業を実践し、確かな学力を身に付けさせ、自ら学ぶ教師
生徒に信頼され、広い視野と高い見識、社会的責任感をもつ教師
保護者や地域からの信頼があり、その期待に応え、連携できる教師
問題行動に対して、毅然とした態度で臨む教師
いじめに対して幅広い見識をもち、ちょっとした変化を見逃さない教師

平常の
いじめ防止体制の整備

①教科指導の充実

②特別活動の充実

③教育相談の充実

いじめを生まないために生徒が目指す姿

進んで学習に取り組み、自己を表現する生徒
相手を尊重し、多様な価値観を認め合える生徒
生活習慣を整え、前向きに学校生活を送る生徒
思いやりと想像力をもって行動できる生徒

④道徳教育の充実

⑤情報教育の充実

⑥保護者・地域
との連携

⑦相談機関等との
連携・周知

①教科指導の充実

- ・規範意識、自己有用感や自己存在感を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信をもたせ、一人一人に配慮した授業づくり

②特別活動の充実

- ・学級活動を基盤とした、行事等における望ましい人間関係づくり（ツラヤルキトレーニング）
- ・話し合い活動の充実など、生徒が主体となっていじめ問題と向き合い考える活動

③教育相談の充実

- ・月に一回のいじめアンケートの実施
- ・日常生活の生徒観察による、気になる生徒への積極的な面談を実施
- ・毎学期の定期的面談の実施

④道徳教育の充実

- ・道徳における、いじめ防止等に関わる価値項目や内容項目等の重点的な学習

⑤情報教育の充実

- ・「技術科」における情報モラル教育の充実
- ・スマホ等インターネット接続機器の正しい使用に関する講演会等の積極的な実施

⑥保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開（まるごと参観日）の実施
- ・保護者集会等での、学校のいじめの現状や、昨今のいじめ問題の情報を積極的に発信
- ・地域、保護者からの情報提供

⑦相談機関等の周知

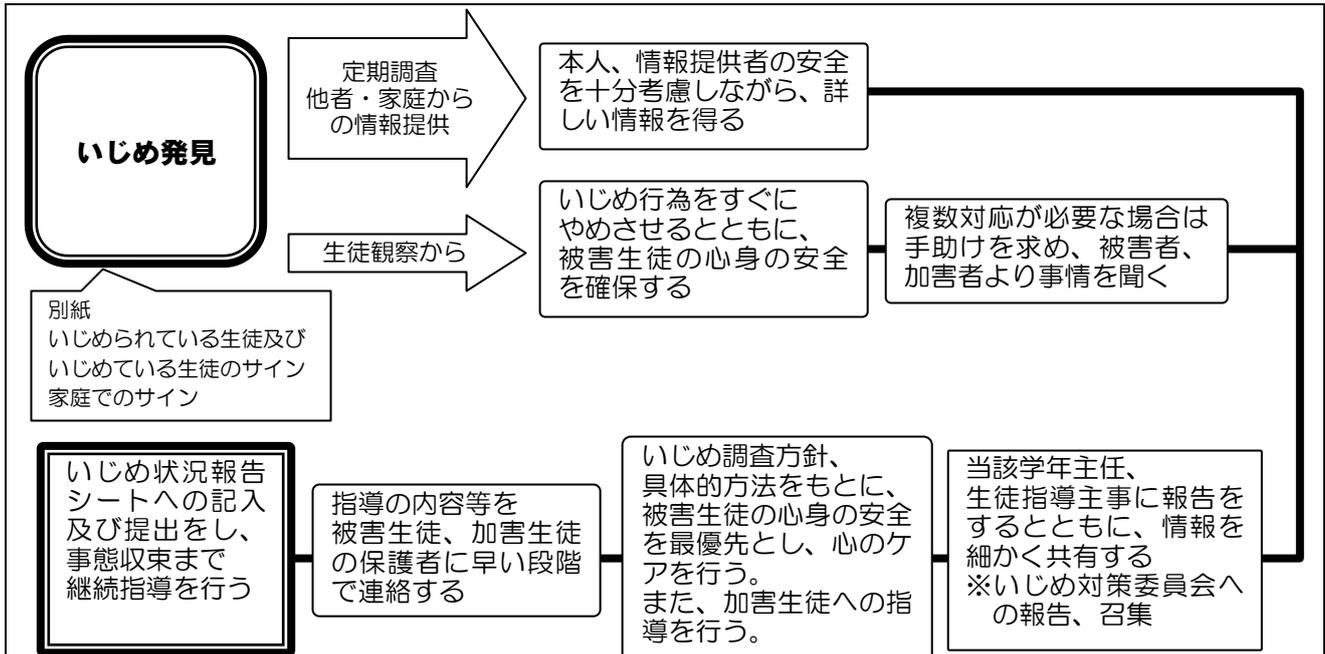
- ・公共の相談機関等の情報を生徒及び保護者へ周知
- ・スクールカウンセラー、関係機関の積極的活用

⑧教職員の研修

- ・いじめ防止に関する校内研修
- ・校外研修の伝達講習や外部講師による講習会

4 いじめの早期発見といじめへの対応

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応です。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、発見した場合は以下に示した流れをで早期に対応します。



いじめへの基本的対応

いじめ調査方針、具体的方法をもとに、被害生徒の心身の安全を最優先とし、心のケアを行う。また、加害生徒への指導を行う。

被害生徒に対して

いじめられている生徒の立場になって、苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、「全力で守り抜く」姿勢を貫く

加害生徒に対して

いじめは決して許されないという毅然とした態度で指導にあたるとともに、生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるように指導を根気強く行う（必要があれば出席停止等の懲戒を加える）

快観者・傍観者に対して

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見る、見て見ぬふりをした、止めようとしなかった生徒に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する指導を行う。

いじめへの対応の留意点

教師

- ・問題を一人で抱え込むことなく、いじめ対策委員会を積極的に活用し、解決にあたる。
- ・報告、連絡、相談、確認を確実にし、情報の錯綜を防止する。
- ・「いじめがない学校」を目指す、それに固執するあまりいじめ発見への敏感な感覚を鈍らせない。

被害生徒への対応

- ・被害生徒の望む解決方法をしっかり理解し、安心、安全を確保する。
- ・教師との面談やスクールカウンセラーの活用、関係機関との連携を図り、心のケアに努める。
- ・温かい人間関係づくりをもとに、今後の生活について教師とともに考える。

加害生徒への対応

- ・いじめの背景や要因の理解に努めるとともに、被害生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方について考えさせる。
- ・いじめに至ったきっかけや精神的要因を振り返らせ、それを解決するなど、再発防止の指導を行う。

快観者・傍観者への対応

- ・被害生徒の気持ちに寄り添わせ、自分の問題として考えさせる。
- ・他者への思いやりや慈しみの気持ち、自己有用感や自己存在感を育成する指導を行う。

5 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もあります。その際、外部機関と連携を図り、情報の交換だけでなく、一体的な対応をまいります。

①教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

②警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

相談窓口（一部）

青森市教育委員会指導課 TEL 7 6 1 - 4 8 1 5

青森市教育委員会指導課少年育成チーム TEL 7 4 4 - 5 7 7 0

青森県総合学校教育センター TEL 7 6 4 - 1 9 9 7

青森警察署 TEL 7 2 3 - 0 1 1 0

三内丸山交番 TEL 7 6 6 - 1 3 0 4

青森市教育研修センター フレンドリーダイヤル TEL 7 4 3 - 3 6 0 0

☆電話相談

365日受付 9:00~24:00

☆メール相談 (friendly_dial@city.aomori.aomori.jp)

365日受付 24時間終日

☆来室相談

月・水・金 9:00~16:30

火・木 9:00~21:00

24時間子供SOSダイヤル TEL 0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0

☆電話相談

365日受付 24時間終日

ヤングテレホン（青森県警察少年相談窓口） TEL 0 1 2 0 - 5 7 8 6 7

☆電話相談

月～金 8:30~17:00

子どもの権利相談センター TEL 0 1 2 0 - 3 7 0 - 6 4 2

☆訪問相談

☆電話相談、ファックス (017-763-5678)

☆メール相談 (ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp)

月～金（祝日、年末年始を除く） 10:00~18:00

☆手紙相談

（〒030-0822 青森市中央3丁目 16-1 青森市福祉センター2階子どもの権利相談センター）
随時受け付け

資料 家庭でのサイン

三内中学校

いじめられている生徒も、いじている生徒も、保護者には知られたくないと考えるので、いじめの事実が分かるかもしれないことに関して、口をつぐんだり隠すような行動をとる傾向にあります。また、いじめられている生徒も、いじている生徒も、行動様式や行動パターン、性格などが急に変わることがあります。以下に示した例以外にも、何か気になることがございましたら、どうぞ気軽に学校へご連絡ください。

対象	チェック	サインの例
いじめられている生徒		<p>学校や友人のことを話さなくなる。</p> <p>友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。</p> <p>朝起きてこなかったり、学校に行きたくないといったりするが、理由がはっきりしないことが多い。</p> <p>電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。</p> <p>今まで遊んだことのない友人と頻繁に遊ぶようになる。</p> <p>突然遊びの連絡が来ても、断らず出かけることが頻繁にある。</p> <p>受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。</p> <p>携帯、スマホ等を頑なに見せず、肌身離さず持っている。</p> <p>急に部屋に閉じこもったり、家から出なくなる。</p> <p>理由がはっきりしない衣服の汚れ、打撲や擦り傷がある。</p> <p>親の前で肌を露出することを異常に避ける。こそこそ着替える。</p> <p>登校時間になると体調不良を訴える。</p> <p>食欲不振、不眠を訴える。</p> <p>休日になると元気になり、登校日前日の夕方くらいから表情が曇る。</p> <p>学習時間が極端に減る。</p> <p>特に理由もなく、成績が急激に、もしくは徐々に下がる。</p> <p>持ち物がなくなったり、壊れた状態や落書きされた状態である。</p> <p>かばんの中身を頑なに見せない。</p> <p>家庭の品物や、金銭がなくなる。</p> <p>大きな額の金銭を欲しがすが、何を買いたいかははっきりしない。</p> <p>突然自分の物をリサイクルショップに売りたいと話す。</p>
いじている生徒		<p>学校や友人のことを話さなくなり、聞かれるとめんどくさがる。</p> <p>急に不平や不満を口にするが減る。</p> <p>買った覚えのない持ち物が増える。</p> <p>あげた覚えのない多額の金銭を持っている。</p> <p>遊びに行く機会は多いが、財布のお金は減っていない。</p> <p>友達との電話をこそこそとするようになる。</p> <p>携帯、スマホ等を頑なに見せず、肌身離さず持っている。</p> <p>話し方が高圧的であったり、人を見下すような発言をする。</p> <p>突然礼儀正しかったり、家の手伝いをするようになる。</p> <p>今まで遊んだことのない友人と頻繁に出掛ける。</p>